

仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、「自然環境調査結果分析及び自然環境調査計画作成等業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 業務目的

札幌市では、生物多様性保全のための指針として、平成 25 年 3 月に「生物多様性さっぽろビジョン」を策定し、体系的・総合的な施策を進めており、市内の生物多様性の現況や変化の傾向を把握するために、「生物多様性さっぽろビジョン」で定める 5 つのゾーンについて、それぞれ代表するモデル地区の選定を行い、各モデル地区の自然環境の詳細な把握を目的とし、令和元年度から令和 4 年度までの間に動植物調査を実施した。

また、これまで市民団体との協働型生き物調査、市民参加型指標種調査の他にも札幌市が委託事業等により実施した生物調査による結果等を、動植物データベースにおいて管理している。

これらのデータを踏まえ、これまで 5 つのモデル地区で実施していた自然環境調査の調査地点及び調査方法について再検討し、市民参加型生き物調査との役割分担を含め、今後の調査計画を作成する。

3 業務の履行期間

令和 5 年 4 月 1 日（土）から令和 6 年 3 月 31 日（日）まで

4 業務内容

(1) 計画準備

本業務が安全かつ円滑に遂行するよう、業務の目的や趣旨を把握するとともに、業務全般を見通し、調査の要点を確認した上で実施方針や作業工程等を検討するとともに、必要に応じて関係手続等を行う。

(2) 自然環境調査結果の分析・とりまとめ

札幌市内の令和元年度から令和 4 年度までに自然環境調査を実施した 5 モデル地区における自然環境調査結果について、現時点で札幌市が管理する動植物データベースに保存されているデータ等との比較を行い、市内の生物多様性の状況や変化の傾向等について分析した結果を地図化するとともに、5 モデル地区における保全方法等について考察を加えてとりまとめる。

とりまとめ内容の詳細は、委託者と協議の上決定する。

また、分析結果のまとめについては、ホームページへ掲載するため A4 サイズ、カラー 4 色、4 ページ程度の要約版を作成すること。なお、要約版には、札幌市版レッドリスト掲載種の確認位置等は掲載しないものとする。

(3) 重要な環境拠点地の選定

平成 29 年度自然環境調査手法検討等業務により選定した重要な環境拠点地（以下

「ホットスポット」という。ホットスポット一覧は別紙1を参照。) 候補の情報及び令和4年度に実施した生物多様性さっぽろビジョン改定補助業務においてホットスポットについて分析した結果を参考に、令和4年度までに自然環境調査を実施した5箇所のモデル地区以外で、市内の生物多様性の状況や変化の傾向を把握するために自然環境調査を実施すべきホットスポットを5箇所選定し、文献資料及び現地踏査等により概況を整理し、環境把握に適しているか検証を行う。

ホットスポットの選定にあたっては、市内全域を対象とし、現在改定を検討中の「生物多様性さっぽろビジョン」で設定したすべてのゾーンを網羅すること。また、札幌市動植物データベースや文献による動植物の生息情報を整理した上で、客観的かつ科学的な解析に基づいた選定・検証を行い、選定理由や期待される重要な生息種を明記すること。なお、詳細な必要整理項目については、委託者と協議の上決定する。

(4) モデル地域の選定及び簡易環境情報図の作成

(3)で選定・検証したホットスポットにおいて、現地調査を行い、環境要素を示す地図を作成する。調査は、各ホットスポットで2名1日間程度とし、調査時期や調査項目や対象については委託者と協議の上決定する。

ここで言う環境要素とは、生物の生息・生育環境となる林地、草地、裸地、公園、人工地、湿地、河川、湖沼等を指す。

なお、現地調査は、札幌市内の動植物に詳しく調査実績がある専門技術者が担当することとし、調査時に確認した主要な動物及びその痕跡等については、その種名と位置情報を記録すること。

(5) 自然環境調査計画の作成

(2)の分析結果に基づいて5地点のモデル地区における自然環境調査の継続の必要性、市民参加型生き物調査及び市民団体との協働型生き物調査の結果を踏まえて総合的に検討し、今後の札幌市の生物調査の進め方について、担い手、種、調査地点、実施目的の観点から各調査についての役割分担と適切な方法を検討・整理してとりまとめる。

また、(3)で選定したホットスポットにおいて、生物多様性の状況や変化の傾向を把握することを目的として実施する「自然環境調査」について、調査範囲や地点、調査手法及び調査スケジュール等を検討し、自然環境調査計画を作成する。

調査計画は、各ホットスポットの特性や対象生物群の特性を踏まえて具体的に整理することとし、調査結果の解析方法、札幌市の自然環境全体の評価の方法についても現状を踏まえて検討して提示すること。

(6) 有識者ヒアリング

(2)の自然環境調査結果の分析・とりまとめ及び(3)のホットスポットの選定時に1回、(5)の自然環境調査計画の作成及び報告書作成にあたって1回、有識者のヒアリングを実施し、助言を得ること。なお、有識者への謝金については、本業務の委託料に含めるものとし、受託者が有識者に支払うこと。有識者の選定については受託者が提案し、委託者の同意を得ること。

なお、ヒアリングを実施する有識者は2名とする。

5 成果品

- (1) 本業務に係る報告書 2部
 - (2) (1)の電子データ (DVD-R 等) 1式
 - (3) 分析結果のまとめ要約版データ (WORD ファイル) 1式
 - (4) その他の電子データ (DVD-R 等) 1式
- GIS データについては、shp ファイル等で納品すること。

6 業務日程表

契約締結後、速やかに着手届及び業務日程表を作成し、委託者の了解を得ること。

7 従事者

- (1) 本業務の処理について、業務処理責任者及び主任技術者を定め、委託者に通知すること。また、業務処理責任者及び主任技術者を変更した場合も同様とする。
- (2) 業務処理責任者と主任技術者とは、これを兼ねることができるものとする。
- (3) 業務処理責任者は、契約書及び仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- (4) 業務処理責任者は、本業務における技術的な管理を行う上で必要な能力と経験を有する者でなければならない。

8 打ち合わせ

- (1) 打ち合わせは原則として本業務の着手時、中間報告時及び完了時の3回行うものとし、それ以外にも必要に応じて実施するものとする。受託者は、すべての打ち合わせの結果を書面に記録し、その都度委託者の確認を受けなければならない。
- (2) 業務処理責任者は、本業務の着手時、完了時及び委託者が別途出席を必要と認める打ち合わせには必ず出席しなければならない。

9 業務の完了

受託者は、本業務を完了したときは、すみやかに当該委託業務の完了届及びその成果品を委託者に提出しなければならない。

10 個人情報取扱及び秘密の保持

- (1) 受託者は、本業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。
- (2) 本業務の履行に当たり、知り得た一切の事項について、他に漏洩してはならない。
- (3) 受託者が使用する者に対して、本業務を処理するに当たり知り得た一切の事項について、他に漏洩することのないよう講じなければならない。
- (4) 本業務により知り得た希少な動植物の生息又は生育に関する情報について、当該希少種の保護のため、厳重に取り扱わなくてはならない。
- (5) 上記(1)から(4)までの規定は、本業務の履行期間が終了し、契約が解除された後も同様とする。

11 その他

- (1) この仕様書に定める事項及び定めのない事項に関して疑義が生じたときは、委託者と協議を行い、その指示を受けなければならない。
- (2) 本業務に係る著作権、印刷物及び提出された原稿・データに関する権利は委託者に帰属する。
- (3) 本業務の履行にあたっては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (4) 現地踏査、現地調査等の実施にあたっての土地への立入り申請等、必要な手続きについては受託者が実施すること。
- (5) 受託者は、本業務の実施にあたり、第三者委託をすることはできない。

12 業務担当者

札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課 大熊、寺島
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 市役所本庁舎 12階
TEL : 011-211-2879 FAX : 011-218-5108
E-mail : biodiversity@city.sapporo.jp

別記 個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ、委託者が書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。

ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

平成29年度検討結果（ホットスポット候補地）

番号	ゾーン	調査地点	番号	ゾーン	調査地点
1	山地ゾーン	豊平峡ダム周辺	22	市街地ゾーン	月寒公園
2		春香山周辺	23		北海道大学
3		無意根周辺	24		北大植物園
4		空沼岳周辺	25		平岡公園
5		手稲山周辺	26		東部緑地
6		定山溪ダム周辺	27		中島公園
7		観音岩山(八剣山周辺)	28		大通公園
8	山麓ゾーン	札幌芸術の森	29	低地ゾーン	もみじ台緑地
9		滝野すずらん丘陵公園	30		野幌森林公園
10		豊滝市民の森	31		一条大橋付近
11		白川市民の森	32		篠路福移湿原
12		南沢市民の森	33		モエレ沼公園
13		盤溪市民の森	34		前田森林公園
14		西野市民の森(西野都市環境林)	35		川下公園
15		手稲本町市民の森			
16		有明の滝都市環境林			
17		白旗山都市環境林			
18		旭山都市環境林			
19		西岡都市環境林			
20		西岡公園			
21		羊ヶ丘公園			